

京都丹波高原国定公園京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について

1 現行計画の概要

(1) 目的

京都丹波高原国定公園の適正利用の推進に係る取組とも連携しながら、生態系の維持又は回復に支障を及ぼす動植物の防除等により、森林生態系に対する影響の軽減を図ることで、同公園の生態系の維持又は回復を図る。

(2) 根拠法令

自然公園法第38条第2項（任意計画）

(3) 計画期間

平成28年度～令和7年度（10年間）

※ 京都丹波高原国定公園の指定に伴い、府が策定

2 現行計画の構成

- 計画の趣旨（計画期間、目標、事業を行う区域）
- 生態系維持回復事業の内容
 - ・ 生態系の状況の把握及び監視
 - ・ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ・ 動植物の生息環境・生育環境の維持又は改善
 - ・ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ・ 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発
 - ・ 事業の効果的な実施に必要な調査等
- 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項（評価・見直し、実施体制）

3 計画改定に係る手続

- ・ 京都府環境審議会へ諮問（自然・鳥獣保護部会に付議）
- ・ 計画改定に係る専門委員会を設置

自然公園法（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号） 抜粋

（生態系維持回復事業計画）

第三十八条

- 2 都道府県知事は、国定公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、国定公園における生態系維持回復事業計画を定めることができる。
- 3 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業の目標
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

（国定公園における生態系維持回復事業）

第四十一条 都道府県は、国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国定公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

（特別地域）

第二十条

- 3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（以下略）
- 9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。
 - 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

（特別保護地区）

第二十一条

- 3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（以下略）
- 8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。
 - 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

専門委員会の設置について（案）

1. 目的

京都丹波高原国定公園京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定にあたり、幅広い視点から多様な意見を聴取するため、京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会の下に専門委員会を設置する。

2. 開催時期・回数

令和7年12月以降 2～3回程度（予定）

3. 開催方法

対面・オンラインによる会議又はヒアリング

7 自然第 189 号
令和 7 年 12 月 11 日

京都府環境審議会
会長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊
(公 印 省 略)

自然公園法に基づく生態系維持回復事業計画の改定について（諮問）

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 38 条第 2 項に基づく生態系維持回復事業計画の改定について、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

京都丹波高原国定公園京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について

2 諮問理由

本府では、平成 28 年 5 月に京都丹波高原国定公園京都丹波高原生態系維持回復事業計画を策定し、同公園内における生態系の維持・回復を図ってきたところですが、令和 8 年 3 月 31 日をもって計画期間が終了することから、引き続き生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施を図るため、自然環境や社会情勢の変化等を踏まえ、同計画を改定する必要があります。

以上のことから、京都丹波高原国定公園京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について御審議いただきたく、貴審議会の意見を求めるものであります。

令和7年12月15日

京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会長 様

京都府環境審議会 会長 渡邊 紹裕
(公 印 省 略)

京都府環境審議会諮問事項の付議について

令和7年12月11日付け7自然第189号で京都府知事から諮問がありました下記事項について、京都府環境審議会運営要領第4条の規定により、自然・鳥獣保護部に付議します。

記

諮問内容：京都丹波高原国定公園京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について